

---

**新議会の発足、より厳しい精査？議会による監視と調査への備えについて**  
-共和党が上下両院とホワイトハウスを掌握するに伴い、今月発足した第 119 回議会は、監視活動の波を巻き起こすことが確実です。企業等は高リスクかつ予測不可能な監視環境に備え、準備が必要です。

クレイグ・J・サパーズティーン、エイミー・P・ゴッシュ、リチャード・P・ドノヒュー、ウィリアム・M・サリヴァン・ジュニア、ジョナ・パーセル、ジャリア・マーティン

- 議会とホワイトハウスを掌握し、共和党は監視権限を用いて広範な政策アジェンダを推進するでしょう。
- 議会による監視権限 (Congressional oversight) は、連邦支出の無駄や政府資源の不適切な使用の特定、中国との関係を持つ会社に対する精査、技術分野の慣行、金融サービスの監督、環境・社会・ガバナンス (ESG) および多様性、公平性、包括性 (DEI) に関する政策など、注目を集める課題に焦点を当てる可能性があります。
- 米議会の監視権限の対象となり得る企業や団体は、脆弱性を評価し、コンプライアンスを強化するとともに、議会との効果的な関係与を築くのみならず、特定の調査要請に対応するための戦略的計画を策定する必要があります。この計画には、文書や証言の提出要求への対応が含まれる場合があります。

---

第 119 議会の開幕に伴い、共和党が 6 年ぶりに上下両院を掌握することになり、会社や非営利団体は議会調査が急増する事態を想定する必要があります。議会が両院を掌握しトランプ大統領のホワイトハウス入りが相まって、共和党議員は広範な政策監視アジェンダを推進する立場にあります。調査が行われるか否かではなく、誰が対象となり、どのように備えるべきかが問われています。

歴史的に、議会による調査は公的関心事、政府の不正疑惑、民間セクターの活動に焦点を当ててきました。前回の共和党による両院掌握の期間 (2017 年 1 月～2019 年 1 月) には、規制改革、サイバーセキュリティ、外国による選挙干渉、前政権の民主党による不正疑惑に対する調査が実施されました。また、デジタルプライバシーや外国の影響に関する両党による調査も進展し、これらの分野における企業への監視が強化されました。

今回、共和党の指導部は新たな監視優先事項をさらに強化する意向を示しており、民間組織は今こそリスクを軽減し、新たな機会を見出すために動き始めるべきでしょう。

## 議会監視の構造、権限、手続

議会監視は強力なツールであり、立法活動に関連する可能性がある限り、幅広いトピックに関する問題を議員が調査することを可能にします。監視権限は分散化され、上下両院のさまざまな委員会にわたり、それぞれが独自の管轄権と優先事項を有しています。議会の指導部は、複数の委員会の管轄に関わる問題について、調整する役割、時には対立回避の役割を担います。

下院では、監視・政府改革委員会(Committee on Oversight and Government Reform)が最も広範な権限を持ち、政府運営や複数の政策分野にまたがる問題に焦点を当てています。同様に、上院では国土安全保障・政府問題委員会(Homeland Security and Governmental Affairs Committee)が主導的役割を果たし、連邦機関、国家安全保障問題、政府支出に関する調査を行います。これら二つの委員会では、監視対象は主に連邦機関となる傾向がありますが、民間企業、とりわけ連邦政府契約をしている企業等も監視活動の対象となることがよくあります。こうした活動には、文書の提出要求、委員会スタッフとの口頭または書面によるコミュニケーション、議会証言の提出が含まれ、これらは委員会が連邦機関や規制対象の会社を監視するための一助となります。これらの広範な任務に加え、すべての委員会はそれぞれの専門分野において監視活動を行っています。例えば、上下両院の軍事委員会は、防衛関連契約の当事者に焦点を当てた監視を行うことがあります。

また、常設委員会に加えて、議会は特定の注目を集める問題や新たに浮上した問題に対処するために特別委員会を設置します。例えば、米国と中国共産党間の戦略的競争に関する下院特別委員会(the House Select Committee on the Strategic Competition Between the United States and the Chinese Communist Party concentrates)は、中国の影響力、サプライチェーンの安全保障、中国との関係を持つ米国企業や高等教育機関に関する問題に焦点をあてています。

議会の委員会には、調査を実施するための強力な権限があります。この権限には、ヒアリングの開催、文書の収集、証言の聴取、または証拠提出を強制するための法的効力のない指示的要請(directive request)もしくは罰則付召喚令状(subpoena)の発行が含まれます。委員会は独自の手続規則を設定しており、調査の実施方法を決定します。これらの規則には、誰が罰則付召喚令状を発行できるか、関係者の権利の認定方法、ヒアリングを公開するか非公開にするかといった重要な側面が含まれます。憲法上の権利は尊重されなければなりません。議会は委員会の規則で明示的に認められていない限り、弁護士・依頼人間の秘匿特権のようなコモンロー上の特権を尊重する義務はありません。それでもなお、当事務所の経験からすると、関係者が協力的であるとか誠実に行動していると認識される場合、議会は通常、弁護士・依頼者間秘匿特権を尊重します。

さらに、委員会の活動とは別に、個々の上院議員や下院議員が連邦機関、組織、または個人に情報提供を求める形で監視活動を行うこともあります。これらの活動は、より正式な調査の前段階として機能することがあります。

この柔軟で広範な監視構造により、議会は優先事項や懸念事項の変化に合わせた調査を行うことができますが、それによって監視対象となる組織や個人にとっては、予測困難で厳しい環境が生じることになります。そのため、議会監視の対象となる組織を代理する弁護士は、議会とその監視の対象者との間に、誠実な作業関係を確立し、彼らの要請や懸念に対応する一方で、対象組織の優先事項、権利、利益を強力に擁護し、この種の調査が必然的に伴う法的影響に対しても敏感に対応するようにします。

## 予測される共和党の監視優先事項

共和党の指導部は、今期議会ですべて以下の分野が議会の注目を集めると示唆しています。

- **連邦支出と政府資源**

議会は、バイデン政権下で制定されたインフレ削減法 (Inflation Reduction Act)、インフラ投資・雇用法 (Infrastructure Investment and Jobs Act)、CHIPS および科学法などのプログラムについて、不要な支出、不正行為、不正利用の疑いを調査する見込みです。トランプ大統領による政府効率化局 ([Department of Government Efficiency](#)) の設立に沿い、同局が過剰規制の見直しや連邦支出の削減を目的とした助言組織としての役割を果たすことになっており、議会の監視活動は、共和党にとって政治的に不人気とされるプログラム (例: 電気自動車産業向けインセンティブ) の縮小や停止を正当化するために活用される可能性があります。連邦資金を受領している会社や団体は、監査の対象になること、契約や補助金の取り消し、または分配済み資金の返還要求を求める動きに特に注意を払う必要があります。

- **中国**

議会は、「対中強硬政策」を立法により推進する見込みですが、これを監視活動にも広げましょう。米国企業のサプライチェーンにおける中国との関係、データプライバシーやサイバーセキュリティに関する懸念、技術移転、中国から米国企業への投資 (及び米国から中国企業への投資) が調査対象となると予想されます。特にウイグル人強制労働の使用に関する問題は、引き続き議会による調査の焦点となる可能性が高いと考えられます。

- **テクノロジー企業**

共和党の議会指導者は、ソーシャルメディアやその他のビッグテックプラットフォームを対象に、保守的な視点を検閲しているのではないかと疑念の精査に意欲を示し、データセキュリティの実践、生成 AI の使用、外国の影響力に関する調査を進める意向を示しています。

- **金融サービス**

議会は、連邦金融規制機関に対する調査を通じて、バイデン政権下で制定された規制や監督活動が、暗号通貨産業および銃器産業の銀行サービスへのアクセスを制限したとされる問題について検証し、それらを見直すための立法措置の基礎を築く可能性があります。

- **ESG (環境・社会・ガバナンス) 及び DEI (ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン) 政策**

議会共和党は、さまざまな手段を通じて、銀行や高等教育機関を含む大企業や非営利団体による ESG イニシアチブや DEI プログラム (特に政治的な動機があると見なされる活動) を調査する可能性があります。

- **高等教育**

議会は、大学の運営実態に関する調査、特に外国との関係、DEI の実施状況、キャンパスで発生した論争的な事象への対応に関する調査を継続する見込みです。

## リスク軽減と機会の特定: 監視に向けた準備手順

新たな議会が監視活動を強化する中、罰則付召喚令状や情報提供要請が発行される前に、企業は事前の準備を進めるべきです。

- **リスク評価とコンプライアンスの強化**

議会の優先事項とトレンドを把握し、監視の対象となり得る分野を予測した上で、それに応じた内部監査や準備を進めます。特に監視の優先事項に関連する分野でのリスクを洗い出し、コンプライアンスプログラムを見直して最新化します。

連邦政府と取引を行う会社においては、連邦政府は、補助金や契約を変更または終了する幅広い裁量権を持っており、監視活動がこれらの行動につながる可能性があることを認識しておく必要があります。連邦資金を受領している会社や契約者は、契約上の義務を十分に理解し、遵守することで、契約終了や資金回収リスクを最小化する必要があります。

- **予防は治療に勝る**

議会調査への準備は、単なる受動的な対応ではありません。自らの産業や組織に関心を持つ主要な議会委員会や議員との関係を構築することで、監視対象ではなく、パートナーや情報提供者としての立場を確立できます。監視対象となってから議員やスタッフと関係を構築しようとするのは不利です。議会監視の対象となり得る組織は、選挙区の有権者として利害関係を共有していると見做してくれる議員との関係構築に早期に投資し、必要な際に支援を受けられる基盤を整えるべきです。また、これらの関係は議会の立法および監視活動の動向を把握するための貴重な情報収集手段となります。

- **議会調査と監視を真摯に受け止める**

あなたの組織が調査依頼書を受領した場合や議会調査の対象となった場合には、初期段階から真摯に対応することが不可欠です。政治的なダイナミクス、公共政策上の関心、手続きおよび法的影響を理解した専門家を活用することで、プロセスを円滑に進め、利益を保護し、効果的に対応できます。事前準備が鍵となります。明確な計画を立て、自らの議会調査プロトコルを発動し、すべてのコミュニケーションが正確かつ戦略的であることを確保することで、リスクを軽減し、事態の悪化を防ぐことができます。

- **監視活動を課題解決の機会として活用する**

議会調査は単なる防御にとどまるものではありません。企業は議会による監視を活用し、慢性的な課題の解決、規制改革の推進、新規事業の獲得、不公平な慣行を明らかにする機会とすることが可能です。積極的なアプローチを取ることで、議会の関心を組織の目標達成に向けたツールとして活用できます。

## なぜ今行動すべきなのか？

議会による調査は、課題であると同時に、機会をもたらすものでもあります。一方では、企業やその経営幹部にとっては、こうした調査は予測困難な法的、規制的、評判リスクにつながるものがあ



り、厳しい公の精査にさらされ、複数の調査に同時に対応し、複雑な手続規則に対処する必要が生じることがあります。議会にはほぼ包括的な調査権が与えられていますが、一部の特権を尊重する場合もあり、交渉はこれらの対応において重要な要素となります。企業や経営陣およびその他組織は、議会や政府調査に精通した弁護士および専門家を起用し、文書やその他の情報に関する要請の範囲、順序、タイミングを交渉する必要があります。これらの交渉には、議会証言や非公開のインタビュー、またはヒアリングにおける強制的または任意の証人として提供される場合の範囲や公開性の有無も含まれます。また、調査や監視の対象者が好意的な信頼関係を構築している場合、委員会が調査資料(例:特定のテーマに関する最終調査報告書)を公開前に確認し、意見を述べる機会を提供する場合があります。議会監視の対象者および潜在的な対象者は、調査や照会への対応を計画する際にこれらの重要な要素を考慮に入れるべきです。

議会監視は、重要な課題に取り組み、変化を求め、リーダーシップを発揮するための独自のプラットフォームも提供します。積極的なアプローチを取ることで、企業は問題解決者としての立場を確立し、議会と協力して課題を解決し、自社の業界に関わる政策に業界に有利な方向で影響を与えることも可能となります。当事務所の政府法規制戦略チームおよび政府調査及びホワイトカラー弁護チームは、議会監視のリスクを軽減するだけでなく、それが提供する機会を活かすことをサポートします。当チームには、元議員、元連邦および州の検察官や規制担当者、元立法スタッフが含まれており、幅広い専門知識と経験を持っています。

本稿の原文(英文)につきましては、[New Congress, More Scrutiny? Preparing for Congressional Oversight and Investigations](#) をご参照ください。

### 本稿の内容に関する連絡先

**Craig J. Saperstein**

[craig.saperstein@pillsburylaw.com](mailto:craig.saperstein@pillsburylaw.com)

**Aimee P. Ghosh**

[aimee.ghosh@pillsburylaw.com](mailto:aimee.ghosh@pillsburylaw.com)

**Richard P. Donoghue**

[richard.donoghue@pillsburylaw.com](mailto:richard.donoghue@pillsburylaw.com)

**William M. Sullivan, Jr.**

[wsullivan@pillsburylaw.com](mailto:wsullivan@pillsburylaw.com)

**Johnna Purcell**

[johnna.purcell@pillsburylaw.com](mailto:johnna.purcell@pillsburylaw.com)

**Jaria Martin**

[jaria.martin@pillsburylaw.com](mailto:jaria.martin@pillsburylaw.com)

**奈良房永**（日本語版監修）

[fusae.nara@pillsburylaw.com](mailto:fusae.nara@pillsburylaw.com)

### 東京オフィス連絡先

**ジェフ・シュレップファー**（日本語対応可）

[jeff.schrepfer@pillsburylaw.com](mailto:jeff.schrepfer@pillsburylaw.com)

**サイモン・バレット**

[simon.barrett@pillsburylaw.com](mailto:simon.barrett@pillsburylaw.com)

**松下 オリビア**（日本語対応可）

[olivia.matsushita@pillsburylaw.com](mailto:olivia.matsushita@pillsburylaw.com)

### ニューヨークオフィス連絡先

**秋山 真也**

[shinya.akiyama@pillsburylaw.com](mailto:shinya.akiyama@pillsburylaw.com)

### Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

**田中里美**

[satomi.tanaka@pillsburylaw.com](mailto:satomi.tanaka@pillsburylaw.com)

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.